

## 「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	横越東地区地区計画	
地区の区分	A地区	B地区
建築物の用途の制限	—————	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(い)項第1号から第3号までに掲げるもの (2) 法別表第2(に)項第6号に掲げるもの
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。 ただし、高さ0.4m以下のもの又は網状その他これに類する形状のものは、この限りでない。 ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(※1)	

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

\*1は、条例第8条に定められている規定です。